

民間賃貸住宅のオーナーの方へ

北区の居住支援に関する制度のご案内

高齢者・障害者・ひとり親家庭・低額所得者等、

住まいにお困りの方々に 住宅をお貸しいただけませんか



高齢化の進展等により、住まいを自己所有されていない単身高齢者の方々が年々増加し、賃貸住宅の確保が深刻な課題となっています。同様に、障害やひとり親、低額所得等のご事情により、住まい（民間賃貸住宅）の確保にお困りの方がいらっしゃいます。

入居前の不安

- 保証人がいない・緊急連絡先がない
- バリアフリーに対応していない
- 入居者が見つからない など

入居後の不安

- 家賃の滞納
- 孤独死・家財整理
- 騒音や衛生面等のトラブル など



オーナーの方へ、北区は様々な支援を行っています。

入居者が見つからない

- セーフティネット住宅登録制度・・・P1
- セーフティネット住宅家賃低廉化補助・・・P2

バリアフリーに対応していない

- 共同居住型空家等利活用事業・・・P1
- セーフティネット住宅改修費補助・・・P2

保証人がいない・緊急連絡先がない

- 家賃債務保証制度・・・P3
- 居住支援法人によるサポート・・・P3

家賃の滞納

- セーフティネット住宅家賃低廉化補助・・・P2
- 家賃債務保証制度・・・P3
- 家賃債務保証支援事業・・・P3
- 居住支援法人によるサポート・・・P3
- 生活保護制度における住宅扶助（代理納付）・・・P3

騒音や衛生面等のトラブル

- 居住支援法人によるサポート・・・P3

孤独死・家財整理

- 居住支援法人によるサポート・・・P3
- あんしん居住制度・・・P3

■ ■ セーフティネット住宅に関する制度 ■ ■

セーフティネット住宅 登録制度

急速な少子高齢化の進展の一方で、高齢者や子育て世帯などについては、事故やトラブルに対する不安等により、賃貸住宅の貸主側から入居を拒まれやすい状況があります。

こうした中、東京都は改正住宅セーフティネット法の施行（平成29年10月25日）に合わせ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を開始しました。国が運営する「セーフティネット住宅情報提供システム」から登録申請でき、賃貸住宅をお探しの方は登録住宅をご覧ください。



（セーフティネット住宅）

専用住宅

住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅

登録住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（住宅確保要配慮者以外も入居可能）

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
住宅セーフティネット担当
☎（5989）1791

共同居住型空家等利活用事業

空家等を共同住宅（シェアハウス等）として改修し、一室をセーフティネット住宅（専用住宅）として活用する場合、空家等の所有者又は事業者に対して、空家等の改修費用の一部を助成します。

● 補助金額

一戸当たりの上限額 200万円



住宅課住宅政策係（第2庁舎3階9番窓口）
☎（3908）9201

セーフティネット住宅 改修費補助

セーフティネット住宅（専用住宅）の所有者等に対し、当該住宅の改修工事に要した費用の一部を補助します。詳細はお問い合わせください（要事前申請）。



●補助対象工事

- ①バリアフリー改修工事（外構部分の改修工事を含む。）、
- ②耐震改修工事、③子育て世帯対応改修工事、④防火・消火対策工事、
- ⑤間取り変更工事、⑥共同居住用住宅に用途変更するための改修工事、
- ⑦省エネルギー改修工事 等

●補助金額

補助対象工事に要した費用の3分の2
（上限額：100万円、①～⑥の工事を実施する場合は200万円）

●その他

- ・専用住宅として原則10年間管理していただく必要があります。
- ・入居者がいる場合は、毎年、区に報告書の提出が必要です。

住宅課住宅支援係（第2庁舎3階10番窓口）
☎（3908） 9203

セーフティネット住宅 家賃低廉化補助

セーフティネット住宅（専用住宅）の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します。詳細はお問い合わせください（要事前申請）。



●入居者の要件

- ・北区に1年以上住所を有していること
- ・生活保護や住居確保給付金等の公的住宅扶助を受けていないこと
- ・所得が月額15万8千円以下であること 等

●補助金額

一住戸当たりの上限額4万円／月（原則10年間）

●その他

- ・年度ごとに補助金の交付申請をしていただく必要があります。
- ・毎年、区が入居者に対して所得要件等の資格審査を行います。

住宅課住宅支援係（第2庁舎3階10番窓口）
☎（3908） 9203

北区の居住支援

区は、学識経験者をはじめ関係団体の方々と「北区居住支援協議会」を設立し、各団体と連携・協力しています。

民間賃貸住宅の家主（オーナー）の方々へ、入居前から入居後のお困りごとに対する様々な支援を行い、ご理解とご協力をいただきながら、住まいの確保にお困りの方々（※）の居住支援に取り組んでいます。



※住宅の確保に特に配慮が必要な方のことで、「住宅確保要配慮者」といいます。

■ ■ 家賃債務保証 ■ ■

家賃債務保証制度

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯、セーフティネット住宅（登録住宅）入居者世帯及び認定住宅（居住安心援助賃貸住宅）入居者世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。
（一財）高齢者住宅財団が当該世帯の連帯保証人となります。



（一財）高齢者住宅財団 ☎（6880）2781
フリーダイヤル ☎0120（602）708

家賃債務保証支援事業

北区に1年以上居住している65歳以上の高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯が、民間賃貸住宅の賃貸借契約及び更新をする際に、「家賃債務保証制度」を利用する場合の保証料を一部助成します（上限2万円）。
※利用する保証業者等の条件があります。



住宅課住宅支援係（第2庁舎3階10番窓口）
☎（3908）9203

■ ■ 居住支援法人の登録制度 ■ ■

居住支援法人によるサポート

居住支援法人とは、改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。居住支援法人が行う居住支援業務は、登録住宅の入居者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守り等の生活支援等です。



東京都のホームページをご確認ください。

居住支援法人のサービス内容や指定申請等の方法をご確認いただけます。

■ ■ 生活保護制度 ■ ■

生活保護制度における住宅扶助（代理納付）

生活保護法に基づく住宅扶助として、生活保護受給世帯に家賃等の支給を行っています。一定の条件を満たす場合、家主の方に直接家賃を支払う代理納付制度についてご相談いただけます。



概要について：生活福祉課庶務計画係（第3庁舎1階）☎（3908）1141
個別・具体的な内容について：生活福祉課 保護第1係～第8係（第3庁舎1階、2階）
北部地域保護担当課 保護第9係～第13係（第5庁舎）

※保護係の担当地区と連絡先は北区ホームページでご覧いただけます。

■ ■ 見守り・家財整理 ■ ■

あんしん居住制度

高齢者等が安心して住み続けるため、利用者の負担で見守りサービスや葬儀の実施、残存家財の片付けのサービスが提供されることにより、高齢者等の病気・事故・孤立死等の不安を解消し、安心して居住できるよう支援します。葬儀の実施・残存家財の片付けサービスのセットについては、契約時の費用負担が少ない、「月払いタイプ」（年齢制限等条件あり）もあります。



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
新宿区西新宿7-7-30 小田急O-PLACE 3階
☎（5989）1784